




---

## 海外時報

---



### 英國の夏期時刻制度

英國では1916年以來，“日光節約”の目的を以つて，所謂サンマ・タイム Summer Time を實行し，つまり，夏の半年だけはグリニチ天文臺の標準時刻よりも1時間だけ早い時刻を使つてゐるが，之れについては，1925年に夏期時刻法案 Summer Time Act といふ法律が發布された。之れによると，英國では毎年，

“4月の第3土曜日の翌日(日曜日)の2時(グリニチ平均時)以後，時計の針を1時間だけ進めること；但し若し其の日曜日がイースター祭日に當る場合には，第2土曜日の翌日に上記の変更を行ふ。而して，10月の第1土曜日の翌日(日曜日)の2時(グリニチ平均時)に此の夏期時刻を終るものとする”

と定められた。此の法令が出るまでは，英國の夏期時刻の始め終りの日は年々一定では無かつたので，只それは英國航海曆第921頁に載つてゐる。

今1937年は4月18日2時(萬國時)に夏期時刻が始まり，10月3日2時(萬國時)に終る。

夏期時刻なるものは，全く一般の俗社會のものであつて，天文や氣象や航海等の種々の學術上及び技術上には用ゐられない。従つて天文觀測上にもこれは用ゐられるものではない。

### ニユイ・ヘブンの素人天文の會

之の會は本年1月9日に，キムボイル氏の宅で誕生した。會員は僅かに14名ではあつたが，第1回の例會が2月20日に，エイル天文臺の講議室で開かれた。出席者22名で入會希望者もあつた由。今後の例會も之の講議室を借りる筈で，會員は望遠鏡の製作，掩蔽や流星の觀測等を分擔する由である。